

令和5年度 地域協働促進事業助成金の概要及び留意事項

公益財団法人静岡県市町村振興協会

1 趣 旨（要領第1）

「新しい公共」を担う活動主体を育成し、もって行政と多様な活動主体との協働によるまちづくり、地域づくりを推進する仕組みづくりを支援する事業を実施する市町に対し、地域協働によるまちづくり、地域づくりの推進を支援するため、予算の範囲内において助成金を交付するもの。

2 定 義（要領第2）

(1) 地域協働促進事業 行政と地域団体の連携・協働により地域の課題の解決などを図る事業とし、その例示は、次のとおりとする。

＜例示＞

- 自治基本条例等を住民参画で進める事業
- 少子高齢化や過疎地対策を住民との協働で進める事業
- 地域の特色、個性を活かした産業振興等に資する事業

また、次のような事業は助成対象としない。

- 国、県その他団体の補助等を受ける事業
- 従前から実施している事業の財源の振替と見なされる事業。ただし、理事長が従前の事業から内容の拡充があると認めるものは除く。
- 施設又は備品の整備が主たる目的である事業

(2) 地域団体

要領第2の(2)のとおり

3 助成対象事業（要領第3）

次の各号に掲げる事業で、事業費100万円以上の事業とする。

- (1) 市町が実施する地域協働促進事業
- (2) 地域団体が実施する地域協働促進事業の経費に対し市町が補助する事業

4 助成限度額及び助成率（要領第3）

- (1) 助成限度額 1市町あたり1事業年度300万円
- (2) 助成率 助成対象事業費に対し2/3以内で市町補助額の2/3以内

5 事業期間（要領第4）

最長3年までとする。

6 助成金の交付の申請（要領第5）

- (1) 事業を行う市町は、理事長あて助成金の交付の申請を行う。
- (2) 要領第5の(2)の提出期限の「別に定める日」は、事業着手の概ね2週間前又は12月31日のいずれか早い日までとする。なお、事業着手が5月末以前となる場合には、事業実施の前年度の3月中に申請を行うことができる。申請書の提出が期限までに間に合わない場合は、事前に協会に報告し、その指示を受けること。
- (3) この事業での「事業着手」とは、別に定める場合を除き、次のとおりとする。
 - ① 地域団体への補助事業 補助金の交付決定
 - ② その他の事業 入札その他これに類する行為の執行
- (4) 要領第5の(1)の才の(i)の事業計画書の詳細についての説明資料は、所定様式の記載事項以外で事業計画を説明するための詳細な事項を記載した書類をいう。
- (5) 助成対象事業を事業費100万円以上としているが、事業費の積算にあたっては適切な積算をすることとし、単価・数量等過大な積算をしないこと。

7 事業計画の変更等の承認申請（要領第7）

要領第6の(1)に該当するときは、速やかに、理事長あて事業計画の変更等の承認の申請を行う。なお、交付決定額が助成金交付にあたっての上限額となるため、要領第6の(1)のいずれにも該当しない場合であっても、助成金額の増額を希望する場合はその金額の多寡に問わらず、変更の承認申請を行うこと。

8 実績報告（要領第8）

- (1) 事業が完了した市町は、理事長あて実績報告を行う。
- (2) 事業報告は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定のあった日の属する事業年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに行う。
- (3) この事業で、事業完了とは、次のとおりとする。
 - ① 地域団体への補助事業 地域団体からの実績報告を受けそれが適正であることを認めたとき
 - ② その他の事業 全ての経費の支払が完了したとき

9 助成金交付請求（要領第9）

助成金の交付の確定を受けた市町は、受領後10日以内に、理事長あて助成金交付請求書を提出する。